

久喜市保育所等入所選考基準表

希望施設名

児童名

() 歳

基準指数 (父)

点

基準指数 (母)

点

調整指数

点

合計指数

点

【基準指数】

番号	保護者の状況		基準指数	父	母	
	類 型	細 目				
1	就 労	外 勤	月150時間以上の就労を常態	10		
2			月20日以上	月130時間以上月150時間未満の就労を常態	9	
3				月110時間以上月130時間未満の就労を常態	8	
4				月80時間以上月110時間未満の就労を常態	7	
5		自 営	月120時間以上の就労を常態	9		
6			月16日以上	月104時間以上月120時間未満の就労を常態	8	
7				月88時間以上月104時間未満の就労を常態	7	
8		農 業	月64時間以上月88時間未満の就労を常態	6		
9			内 職	月12日以上	月72時間以上の就労を常態	6
10				月 8日以上	月64時間以上の就労を常態	5
11			上記以外の就労形態	4		
12	妊 娠・出 産	出産前6週、出産後8週	10			
13	疾 病・ 障 がい	疾 病	1か月(30日)以上の入院 (入院予定の場合も含む)	10		
14			居 宅 内 療 養	保育が非常に困難な状況で、早急に育児の援助が必要である	10	
15				育児が難しい場合が多く、継続的な育児の援助が望まれる	8	
16			概ね育児は可能だが、一部育児の援助が望まれる	6		
17		障 がい	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳○A・A・精神障害者保健福祉手帳1級		10	
18			身体障害者手帳3級、療育手帳B・C・精神障害者保健福祉手帳2級		8	
19	身体障害者手帳4級以下・精神障害者保健福祉手帳3級		6			
20	介 護・看 護	居 宅 外	1か月以上の親族の入院で週5日以上の付き添いを常態	10		
21			1か月以上の親族の入院で週4日以下の付き添いを常態	8		
22		居 宅 内	介護が常態 (重度心身障がい者、寝たきり高齢者等)		10	
23			重度心身障がい児 (者) の通院・通学・通所の付き添い		8	
24			週4日以上介護、通院の付き添い		6	
25		上記以外で必要とする場合		4		
26	災 害 復 旧	震災・火災・風水害・その他災害の復旧にあっている場合		10		
27	求 職 活 動	1か月以上前から定期的に求職活動をしていることが確認できる場合		4		
28		上記以外で就労先未定の場合		3		
29	就 学	技術習得のため職業訓練等に就学を常態とする場合		9		
30		上記以外の理由により就学を常態とする場合		7		
31	虐 待 D V	児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		10		
32	そ の 他	児童福祉の観点から保育を必要とする場合 (児童福祉法第26条第1項第5号に係る通知による入所依頼、育休中等)		10		

※ 父母それぞれの指数を算出し、合算した点数を世帯の基準指数とする。

※ 期限内に「入所資格を確認するための書類」の提出がなかった場合は、求職中 (就労先未定) の指数とする。

※ 就労時間は、休憩時間を除く実働時間とする。

※ 上記の各細目に合致しない場合は、最も近いと思われる細目に当てはめて指数を決定する。

※ 育休復帰または育児短時間勤務等については、復帰後の正規の勤務時間等による指数とする。

【調整指数】

類型	番号	個別項目	指数	該当有	
加 点	就 労	1	生計中心者の失業（自主退職を除く）により就労の必要性が高い場合	3	
		2	市内保育施設等で保育士等（保育士、幼稚園教諭・保育教諭・看護師、准看護師の有資格者）とし勤務、又は市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務する場合 ※市内保育施設等とは、認可保育所・地域型保育施設・認定こども園・幼稚園	3	
		3	育児休業期間取得時に在園児がいったん退所し、仕事復帰により再度申込みする場合	2	
		4	産前産後休業または育児休業から仕事復帰により申込みする場合	1	
		5	保護者と児童以外に同居者がいないひとり親家庭で、就労（技能習得による就学等）を継続または内定している場合	5	
	家 庭	6	両親が不存在の場合	20	
		7	ひとり親家庭の場合	17	
		8	父母が別居中で離婚調停中または裁判中の場合	17	
		9	生活保護法による被保護世帯の場合	2	
		10	保護者が長期不在（単身赴任、海外勤務など）の場合	2	
		11	直近の1年間で入所保留の状況にあり、現在、認可外保育施設または就労による一時保育を利用していることが確認できる場合	2	
	児 童	12	申込児童が障がい児又は医療的ケア児で、かつ集団保育が可能な場合（診断書又は手帳の写し添付）	1	
		13	兄弟姉妹がすでに保育施設等に入所している場合	2	
		14	兄弟姉妹が同時に保育施設等に申込みをする場合	2	
		15	地域型保育事業卒園児童で引き続き他の保育施設への入所を希望する場合	10	
		16	保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合	10	
	その他	17	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）	20	
減 点	同居 祖父母	18	同一住所又は同一建物に同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中もしくは月64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育できない場合を除く）	-5	
	自営	19	自営の保護者（勤務先の経営者が親族である場合を含む）で、仕事内容・実績の分かる書類が確認できない場合	-4	
	滞納	20	申込時点で児童の世帯に保育料の滞納がある場合 ※分納誓約等で計画的に納付している場合は除く	-20	
	その他	21	入所内定後に自己都合で辞退した場合	-4	

※調整指数の加減点は、基準指数に対して行う。

※調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。

※市内在住（転入者も含む）の申請者を選考した後に、市外在住で勤務地が市内の申請者を選考する。

ただし、調整指数番号2に該当する申請者は、市内在住者と同様に選考する。

※番号13と番号14はいずれかを適用する。

※番号15と番号16はいずれかを適用する。

※番号16については、分園は対象外とする

■保育所等の各施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計指数の高い方から入所者を決定します。合計指数が同点の場合は、次の項目番号を優先順位として入所者を決定します。

【合計指数が同点の場合の優先順位】 ※新規申込者と転園希望者の場合は、新規申込者を優先する。

- 1 久喜市内在住者（久喜市内転入予定者を含む）
- 2 ひとり親家庭
- 3 生活保護世帯
- 4 基準指数が高い者
- 5 兄弟姉妹と同じ保育所等になる者
- 6 子どもが障がいを有する者
- 7 養育している未就学児の人数が多い者
- 8 両祖父母が不存在の世帯、両祖父母が市外に居住している世帯（優先順位は併記順）※一番近くに居住している祖父母を基準とする。
- 9 利用者負担額の算定対象となる年度の市民税所得割額が低い世帯（同額の場合は収入の低い世帯）
- 10 入所待機期間の長い世帯